

令和3年第6回教育委員会会議（定例会）録

1 日時

令和3年3月29日（月）10時00分

2 場所

教育委員会会議室

3 出席者

教育長：星子明夫

委員：町孝、原志津子、武部愛子、西村早苗、徳成晃隆

事務局：小野田教育次長、深堀理事

福田総務部長

吉谷総務課長、松本経済観光文化局文化財活用部文化財活用課長

桑野労務・給与課労務係長

4 会議事項

(1) 付議事項

付議案第29号 文化財の指定解除について

付議案第30号 福岡市教育委員会職員の休暇，欠勤，出勤簿等の取扱に関する
規程の一部改正案

付議案第31号 特殊な勤務に従事する福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する
規程の一部改正案

(2) 協議・報告事項

協議・報告ア 福岡県指定の文化財について

5 開会

教育長開会を宣告 10時02分

6 付議事項

▼付議案第29号 文化財の指定解除について

松本課長より説明

《原案どおり可決》

[質疑等]

(町委員)

○ 福岡市の無形文化財の指定を受けている方は今まで4名いらっしゃるとのこと

だが、今回の解除を受けて3名になったということか。

(松本課長)

- 福岡市の指定無形文化財については、双水執流柔術、為勢自得天真流柔術がある。福岡県の指定無形文化財については、博多織、博多人形、一朝軒伝法竹、玄清法流盲僧琵琶がある。また、この後報告する県指定文化財の博多独楽が住所変更により福岡市の無形文化財として追加になっている。

(原委員)

- 福岡市において筑前琵琶を継承する方がいない状態になっているのか。

(松本課長)

- 今回は指定無形文化財として認定している方がお亡くなりになったもので、旭会、筑前琵琶保存会など、筑前琵琶を継承している団体、演奏家はいらっしゃる。今後、そういった方々の中から、技術が高い方については無形文化財として指定する取組みを行っていく必要がある。

(徳成委員)

- 筑前琵琶の演奏を中学校音楽の鑑賞の授業として生演奏で聴かせていただいた。とても素晴らしかった。地域の伝統芸能については、教育活動に生かしていただければと思う。

▼協議・報告ア 福岡県指定の文化財について

松本課長より説明

[質疑等]

(町委員)

- 無形文化財の指定を受ける方の平均年齢はどのくらいか。経験年数が何年なければ指定されないといった条件はあるか。

(松本課長)

- 平均年齢については手元に資料がないが、指定については、年数ではなく、技術が高い方で、かつ、後継者の育成、保存継承に取り組んでいる方について、専門家の意見も聞きながら行っている。

(町委員)

- そうであれば、若い方でも素晴らしいと認められれば文化財として指定を受けられるということか。

(松本課長)

○ そのとおりである。文化財の指定に当たり年齢の条件はない。

▼付議案第30号 福岡市教育委員会職員の休暇，欠勤，出勤簿等の取扱に関する規程の一部改正案

▼付議案第31号 特殊な勤務に従事する福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正案

桑野係長より説明

《いずれも原案どおり可決》

[質疑等]

(町委員)

○ 特殊な勤務に従事する職員はどの程度いるのか。

(桑野係長)

○ 具体的な人数については資料がないが、主なものとしては図書館、学校給食センターなど、業務内容、シフト制などによって通常の職場とは異なる勤務時間を設定する必要がある所属について定めている。

7 閉会

教育長閉会を宣告 10時17分